

神戸市「食品衛生法に基づく自動車による営業許可の運用に関する協定書」 に係る取扱要領

1 目的

この要領は、「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項の規定により許可を要する営業のうち自動車による営業」について、「食品衛生法に基づく自動車による営業許可の運用に関する協定書」に基づき本市と協定を締結した自治体（以下「関係自治体」という。）の管轄区域内において営業を行う場合の取扱い等を定めることにより、食品衛生上の危害を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。

3 対象

この要領の対象となる自動車による営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する営業許可業種のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店営業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものであって「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」に基づき、関係自治体の協議により定めた共通基準を満たしたものに限る。）
- (2) 魚介類販売業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものに限る。）
- (3) 食肉処理業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものに限る。）

4 営業許可の範囲等

関係自治体のいずれかで令和3年6月1日以後に法第55条第1項の規定による許可を受け、6に規定する手続きを経た営業者は、当該営業許可をした自治体以外の関係自治体（以下「他の自治体」という。）の管轄区域内においても、当該他の自治体の営業許可を受けることなく、営業を行うことを認

めるものとする。なお、飲食店営業については、併せて5の規定を満たすものとする。

5 飲食店営業における営業施設の基準及び食品の取扱い

「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」に基づき、関係自治体の協議により定めた共通基準は、別紙1の営業施設の基準及び食品の取扱いのとおりとする。

6 申出書の提出等

- (1) この要領に基づき、関係自治体の管轄区域内において営業をしようとする者（以下「営業者」という。）は、食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る申出書（様式第1号）（以下「申出書」という。）を保健所長に提出するものとする。
- (2) 前号の申出書を提出する際に既に営業許可を受けている者は、申出書に営業許可済証を添付するものとする。
- (3) 保健所長は、調査のうえ支障がないと認めた場合には、営業許可済証に、関係自治体の管轄区域内においても営業できる旨を記載し、提供品目等及び注意事項（様式第2号）（以下「注意事項」という。）と併せて交付する。
- (4) 営業者は、注意事項を、営業中は常に携帯し、営業許可済証にあっては見やすい場所に掲げるものとする。
- (5) 申出書を提出した許可営業者の地位を承継しようとする者が、法第56条第2項の規定に基づき、当該許可営業者の地位の承継の届出をした場合、申出に係る地位についても併せて承継されるものとする。
- (6) 申出書のうち次に掲げる事項について変更しようとする者は、食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る変更申出書（様式第3号）（以下「変更申出書」という。）を保健所長に提出するものとする。なお、営業許可済証の記載事項等に変更がある場合は、変更申出書に営業許可済証を、取扱品目に変更がある場合は、注意事項を添付するものとする。

ア 自動車保管場所の所在地

イ 下処理施設の所在地

ウ 主たる営業地

エ 取扱品目

7 営業に当たり遵守すべき事項

- (1) 対象車両が牽引車と被牽引車に分離する仕様の場合、原則切り離しての営業は認めないが、営業場所の都合で切り離しが必要な場合は、すぐに被牽引車を移動できる場所に牽引車を待機させておくこと。
- (2) 車外で下処理（仕込み・一次処理）を行う場合にあっては、作業内容から判断される適切な許可または届出を行った施設において処理を行うこと。

附則（令和 7 年 3 月 27 日 制定）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 5 月 28 日 改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 3 月 31 日 改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

飲食店営業における営業施設の基準及び食品の取扱い

第 1 営業施設の基準

- 1 食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）による基準を満たした上で、以下 2 から 6 の基準を満たすものとする。
- 2 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備の水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- 3 食品等を洗浄するための洗浄設備及び手指の洗浄消毒のための流水式手洗い設備には、排水口を備えた水槽（シンク等）で、施設内の汚染防止ができる構造の受水設備を備えること。
- 4 簡易な営業において、調理の一連の手順において食品の洗浄が不要であって、食品衛生上支障がない場合は、食品等を洗浄するための洗浄設備と、手指の洗浄消毒のための流水式手洗い設備を兼用することができる。
- 5 冷蔵又は冷凍設備は、原材料等の保管に十分な大きさであって、営業時間を通じて10℃以下（冷凍保管が必要な原材料等においては-15℃以下）の温度で保冷可能な機能及び温度計を備えること。
- 6 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。なお、廃棄物を入れる容器にあっては、蓋又は同等の機能を備えること。

第 2 営業の種類

1 営業の種類の見定め

(1) 営業の種類に応じた営業内容及び給水・廃水タンクの容量

省令別表第20-1に規定する営業の種類に応じた営業内容及び給水・廃水タンクの容量については、次の表のとおりとする。なお、品目の数え方は2、工程の数え方は3のとおりとする。

営業の種類	営業内容（いずれかに該当）	給水・廃水タンクの容量
比較的大量の水を要する営業	① 3 工程以上からなる調理を行う ② 通常の食器を使用する ③ リスクリスト 200L（4（1））に該当	約 200L
比較的大量の水を要しない営業	① 2 工程からなる調理を行う ② 複数品目を取り扱う ③ リスクリスト 80L（4（2））に該当	約 80L
簡易な営業	単一の工程からなる調理であって、かつ、単一品目のみ取り扱う	約 40L

(2) 給水・廃水タンクの容量の判定

次の表に掲げる要件を上段から順にあてはめることにより判定するものとする。

	要件	該当する場合	該当しない場合
①	調理の工程が 3 工程以上	約 200 L	② を判定
②	リスクリスト 200 L（4（1））に該当	約 200 L	③ を判定
③	調理の工程が 1 工程かつ単一品目のみ取り扱う	④ を判定	約 80 L
④	リスクリスト 80 L（4（2））に該当	約 80 L	約 40 L

2 品目の数え方

(1) 品目の数え方

1 日の営業において、車内で行う調理の工程及び調理器具が概ね共通している最終提供品群を 1 品目とする。ただし、同じ最終提供品群であっても、調理の工程や調理器具が異なる場合は別品目と数える。

また、(2)に掲げるものについては 1 品目未満（他品目と合わせて 1 品目）として扱うが、1 日の営業において 1 品目未満として扱うことがで

きるのは、(2)に掲げるもの以外の品目と合わせて提供する場合は2つまで、(2)に掲げるもののみ提供する場合は3つまでとする。

(2) 1品目未満リスト

① 市販飲料品（乳類を含む）又は酒類を小分け・調製・混合した飲料品

粉末清涼飲料を溶解したもの又は飲料を混合若しくは希釈したものを含む（清涼飲料水全自動調理機を使用する場合を含む。）。なお、氷を添加する場合は、冰雪製造業で製造された氷に限る。

② かき氷

冰雪製造業で製造された氷を削り、市販の氷みつをかけて提供するものに限る。

③ 小分けしたアイスクリーム類及び氷菓

市販品のアイスクリーム類及び氷菓を小分けして提供するものに限る。

④ 専用器具により個包装された市販のアイスクリーム類を容器に押し出すもの（ディスペンサーアイスクリーム）

⑤ 加熱殺菌機能付きフリーザー及び殺菌済み原料を使用して調理するソフトクリーム

⑥ 盛り付けのみで提供する市販の常温保存食品

常温で保存する食品であって、食品表示において賞味期限が明記されているものに限る。

3 工程の数え方

(1) 工程の数え方

調理の工程とは、車内で行われる調理の一連の手順（その場で客に飲食させるか、又は、短期間のうちに消費されることを前提として、一応摂食しうる状態に近くなった食品を変形したり他の食品を附加したり、又は調味を加えたりなどして飲食に最も適するように食品を加工成形する一連の手順をいう。以下同じ。）のうち、食品衛生上の危害の発生を防止するに当たり主要なものをいう。

給水・廃水タンクの容量の判定（1（2））においては、1日の営業における提供品目ごとの調理の工程を数え、最も工程数の多い提供品目の工程数により判定を行う。

なお、食材を炒めた後に煮る等、同一の調理器具を使用する加熱調理の工程が連続する場合は、一連の加熱調理の工程について工程数にかかわらず1工程とみなす。

また、調理の一連の手順のうち、(2)に掲げるものは、調理の工程に該当しない。

(2) 工程非該当リスト

① 盛り付ける

調理の一連の手順のうち、最終の手順として、提供用の容器等に最終提供品をのせる、盛り付ける又は注ぐものをいう。

ただし、容器上で食品を組み合わせ最終提供品として作り上げる場合であって、組み合わせる食品に生食用鮮魚介類（生食用冷凍鮮魚介類を解凍したものを含む。）並びに非加熱のまま提供する野菜・果物及び食鳥卵を含む場合は調理の工程に該当する。

② 薬味又はトッピングをのせる又はふりかける

最終提供品に少量添える香味野菜や香辛料及び最終提供品の飾りや味付けのために上にのせるものをいう。ただし、香味野菜等の処理に洗浄を要する調理器具を使用する場合は除く。

③ 調味料（塩、砂糖、ソース等）又は粉類をかける

④ 市販品の調味料（塩、砂糖、ソース等）及び粉類を用い、調味料又は粉類の調製・混合を行う

調味料又は粉類のいずれかのみを用いる場合を含む。

⑤ 加熱調理する生地又は衣の調製を行う

卵を割り入れる、調味料を加えることを含む。

⑥ お湯を注ぐ

コーヒーの抽出を含む。

⑦ 食品を加温する

チョコレートを湯煎で溶かす、レトルト食品や調製済みのスープを温める等をいう。

⑧ 具材を入れる

調理の一連の手順の中で、具材を生地等の中に投入・混ぜ込む又は生地の上にのせるなどするもののうち、加熱調理を行うものをいう。

(具材の例：たい焼きの餡、たこ焼きのたこ、カレーの具材、味噌汁の具材等)

⑨ 開封する

⑩ 器具に食品を投入する

⑪ 器具によりアイスクリーム類を容器に抽出する

個包装された市販品を機器で押し出す場合(ディスペンサーアイスクリーム)及び殺菌済み原料を使用して加熱殺菌機能付きフリーザーによりソフトクリームを調理する場合に限る。

⑫ 加熱した食品の粗熱を取る

4 リスクリスト

(1) リスクリスト 200L

車内で行う調理の工程又は提供する食品の中に、以下に該当する工程又は食品が含まれる場合は、比較的大量の水を要することから、その工程の数にかかわらず給水・廃水タンクの容量は約 200L とする。

① 通常の食器(ワンウェイ以外の食器)を使用する

② 食品を洗浄する

車内で調理の工程として行うものをいい、炊飯のため車内で行う洗米を含む。

なお、一時的又は緊急的な洗浄については、全ての営業の種類において実施することができる。

③ 鮮魚介類の頭部除去、鱗取り、内臓除去、殻むきを行う

④ 加熱前の食肉をカット、加工成形する

⑤ 食品の水さらし、水冷する

茹でた麺を流水で締める等、水を使った冷却を行うものをいう。

- ⑥ 洗浄が必要な部品を複数有する器具（飲食器及び割ぼう具を除く。）を洗浄する。

なお、一時的又は緊急的な洗浄については、全ての営業の種類において実施することができる。

(2) リスクリスト 80L

車内で行う調理の工程又は提供する食品の中に、以下に該当する工程又は食品が含まれる場合は、比較的大量の水を要しないものの、一定の水量を要し、簡易な営業であるとはいえないことから、その工程の数にかかわらず給水・廃水タンクの容量は約 80L とする。

- ① 生食用鮮魚介類（生食用冷凍鮮魚介類を解凍したものを含む。）を非加熱のまま提供する

カット済みの市販品又は適切な許可・届出が行われた施設においてカットが行われたものを、そのまま盛り付ける又は他食品と組み合わせ最終提供品を加工成形する場合を含む。

- ② 野菜・果物（カット済みの市販品等を除く。）を非加熱のまま提供する

洗浄、皮むき、カット等の必要な処理が行われた状態で販売されている市販品又は適切な許可・届出が行われた施設において洗浄、皮むき、カット等の必要な処理が行われたものを、そのまま盛り付ける又は他食品と組み合わせ最終提供品を加工成形する場合を除く。

- ③ 食鳥卵を割卵し、非加熱のまま提供する

様式第1号

食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る申出書

年 月 日

神戸市保健所長 様

申出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

ふり が な
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電 話 （ ） -

電子メール

私は、下記施設について、関係自治体*の協議により定めた共通基準を充足しており、本市以外の関係自治体に対して申請内容及び本申出内容について情報提供されることを同意の上、本市以外の関係自治体においても食品衛生法に基づく自動車による営業を希望する旨を申し出ます。

記

ふ り が な	
1	施設の名称、屋号又は商号
2	自動車登録番号
3	営業の種類及び形態
4	許可番号及びその年月日 第 号 年 月 日
5	自動車保管場所の所在地
6	下処理施設の所在地
7	主たる営業地
8	取扱品目（飲食店営業（貯水設備約40L、約80Lの場合に限る。）のみ） 別紙のとおり

※ 関係自治体とは、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市をいう。

取扱品目

1 品目未満リスト対象品目 (該当するものに☑) (貯水設備 40L の場合のみ記入)	[(i) 1 品目未満リスト※別添参照] ※リスト外の品目 1 品目 + a~f を 2 つまで ⇒ 1 品目 a~f を 4 つまで ⇒ 1 品目 <input type="checkbox"/> (i) - a <input type="checkbox"/> (i) - b <input type="checkbox"/> (i) - c <input type="checkbox"/> (i) - d <input type="checkbox"/> (i) - e <input type="checkbox"/> (i) - f
---	---

【品目の詳細】太枠内に漏れなく記入してください。

			衛生監視事務所記入欄						
品目 No.	品目名	調理の手順	1 品目未満 (40L の場合のみ記入)	調理工程・器具が概ね共通 (40L の場合のみ記入)	手順数 (A)	工程非該当 (B)	工程数 (A-B)	リスクリスト	必要水量
1	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目 No.)		□		□なし	□40L
		2.							
		3.							
		4.							
		5.							
		6.							
		7.							
2	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目 No.)		□		□なし	□40L
		2.							
		3.							
		4.							
		5.							
		6.							
		7.							
3	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目 No.)		□		□なし	□40L
		2.							
		3.							
		4.							
		5.							
		6.							
		7.							
4	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目 No.)		□		□なし	□40L
		2.							
		3.							
		4.							
		5.							
		6.							
		7.							
器具の洗浄		□ 有 □ 無	← 貯水設備 40L の場合のみ記入						
1 日の品目数	品目	1 日の最大工程数						必要水量	L

衛生監視事務所記入欄

品目 No.	品目名	調理の手順	1 品目未満 (40Lの場合のみ記入)	調理工程・器具が概ね共通 (40Lの場合のみ記入)	手順数 (A)	工程非該当 (B)	工程数 (A-B)	リスクリスト	必要水量
	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目No.)		<input type="checkbox"/>		□なし	□40L
		2.				<input type="checkbox"/>			
		3.				<input type="checkbox"/>			
		4.				<input type="checkbox"/>			
		5.				<input type="checkbox"/>			
		6.				<input type="checkbox"/>			
		7.				<input type="checkbox"/>			
	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目No.)		<input type="checkbox"/>		□なし	□40L
		2.				<input type="checkbox"/>			
		3.				<input type="checkbox"/>			
		4.				<input type="checkbox"/>			
		5.				<input type="checkbox"/>			
		6.				<input type="checkbox"/>			
		7.				<input type="checkbox"/>			
	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目No.)		<input type="checkbox"/>		□なし	□40L
		2.				<input type="checkbox"/>			
		3.				<input type="checkbox"/>			
		4.				<input type="checkbox"/>			
		5.				<input type="checkbox"/>			
		6.				<input type="checkbox"/>			
		7.				<input type="checkbox"/>			
	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目No.)		<input type="checkbox"/>		□なし	□40L
		2.				<input type="checkbox"/>			
		3.				<input type="checkbox"/>			
		4.				<input type="checkbox"/>			
		5.				<input type="checkbox"/>			
		6.				<input type="checkbox"/>			
		7.				<input type="checkbox"/>			
	□他の品目と別日に取り扱う	1.	□ 該当	□ 該当 (品目No.)		<input type="checkbox"/>		□なし	□40L
		2.				<input type="checkbox"/>			
		3.				<input type="checkbox"/>			
		4.				<input type="checkbox"/>			
		5.				<input type="checkbox"/>			
		6.				<input type="checkbox"/>			
		7.				<input type="checkbox"/>			

(i) 1品目未満リスト

※リスト外の品目 1品目+a~fを2つまで⇒1品目

a~fを4つまで⇒1品目

- a.市販飲料品（乳類を含む）又は酒類を小分け・調製・混合した飲料品
- b.かき氷（冰雪製造業で製造された氷を削り、市販の氷みつをかけて提供するものに限る。）
- c.小分けしたアイスクリーム類及び氷菓（市販品の小分けに限る。）
- d.専用器具により個包装された市販のアイスクリーム類を容器に押し出すもの
- e.加熱殺菌機能付きフリーザー及び殺菌済み原料を使用して調理するソフトクリーム
- f.盛り付けのみで提供する市販の常温保存食品

(ii) 工程非該当リスト

- a.盛り付ける（ただし、容器上で組み合わせ最終提供品として作りあげる場合、生食用鮮魚介類並びに非加熱のまま提供する野菜・果物及び食鳥卵の盛り付けを除く）
- b.薬味又はトッピングをのせる又はふりかける
- c.調味料(塩、砂糖、ソース等)又は粉類をかける
- d.市販品の調味料(塩、砂糖、ソース等)及び粉類を用い、調味料又は粉類の調製・混合を行う
- e.加熱調理する生地又は衣の調製を行う
- f.お湯を注ぐ
- g.食品を加温する(湯煎・調製済食品の温め直し)
- h.具材を入れる
- i.開封する
- j.器具に食品を投入する
- k.器具によりアイスクリーム類を容器に抽出する
- l.加熱した食品の粗熱を取る

(iii) リスクリスト (200L)

該当する工程がある場合は 200L

- a.通常の食器(ワンウェイ以外の食器)を使用する
- b.食品を洗浄する・洗米する
- c.鮮魚介類の頭部除去、鱗取り、内臓除去、殻むき
- d.加熱前の食肉をカット、加工成形する
- e.食品の水さらし、水冷する
- f.洗浄が必要な部品を複数有する器具(飲食器及び割ぼう具を除く)を洗浄する

(iv) リスクリスト (80L)

該当する工程がある場合は 80L以上

- a.生食用鮮魚介類(生食用冷凍鮮魚介類を解凍したものを含む)を非加熱のまま提供する
- b.野菜・果物(カット済みの市販品等を除く)を非加熱のまま提供する
- c.食鳥卵を割卵し、非加熱のまま提供する

提供品目等及び注意事項

許可番号及びその年月日				
提供品目*				
1日の品目数*	品目	1日の最大工程数*	必要水量*	L
貯水設備が40Lの場合、器具の洗浄の有無*		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

※ 飲食店営業許可（貯水設備約40L、約80Lの場合に限る。）の場合のみ記載

《注意事項》

- ① 営業者は、「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」による共通基準を満たせば、兵庫県内のいずれかの自治体で取得した営業許可により、兵庫県全域で営業を行うことができます。（魚介類販売業及び食肉処理業にあつては令和3年6月1日以降に兵庫県内のいずれかの自治体で取得した営業許可により、兵庫県全域で営業可能です。）これは、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市間で締結した「食品衛生法に基づく自動車による営業許可の運用に関する協定書」に基づく取扱いです。なお、「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」による共通基準を満たすことについては、営業許可を受けた兵庫県内の自治体で確認を受ける必要があります。
- ② ①で確認を受けた事項について変更する際には、事前に確認を受けた自治体に申し出る必要があります。
- ③ 本営業許可に係る更新申請、申請事項の変更、廃業等の手続については、当所以外で行うことができません。
- ④ 本営業許可に係る情報（変更等が生じた場合も含む。）は、営業地を管轄する自治体から照会があれば必要な範囲内で提供します。
- ⑤ 本営業許可で営業を行う際、営業許可証を見やすい場所に掲示してください。また、本紙（提供品目等及び注意事項）を携行してください。
- ⑥ 本営業許可で営業を行う際、営業地を管轄する自治体や許可自治体等が指導を行います。
- ⑦ 営業者は、食品衛生法の違反（食中毒の発生等）により、当所から本営業許可の営業停止等の行政処分を受けた場合、その営業停止等の期間中、兵庫県全域で営業を行うことができません。
- ⑧ 本営業許可は、衛生上の施設基準に適合していることを認めているだけのものであり、道路や公園など、公共の土地に施設を設置し営業することまでを認めているものではありません。よって、本営業許可を取得していても、営業場所や営業形態などから他法令に抵触することにより、実際には営業できない場合があります。

様式第3号

食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る変更申出書

年 月 日

神戸市保健所長 様

申出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふり がな (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日生

電 話 () -----

電子メール

私は、下記施設について、申出内容を変更する旨を申し出ます。

なお、本市以外の関係自治体*に対して本申出内容について情報提供されることを同意します。

記

施設情報

ふ り が な
1 施設の名称、屋号又は商号
2 自動車登録番号
3 許可番号及びその年月日 第 号 年 月 日

変更内容

変更項目
<input type="checkbox"/> 自動車保管場所の所在地 <input type="checkbox"/> 下処理施設の所在地
<input type="checkbox"/> 主たる営業地 <input type="checkbox"/> 取扱品目
変更前
変更後

* 関係自治体とは、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市をいう。